



神奈川県

KANAGAWA

参考資料 6

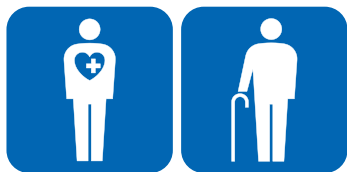


障害者等用  
駐車区画の

利用証

ができました

かながわ障害者等用  
駐車区画利用証制度  
利用証



交付No. \_\_\_\_\_



【無期限の利用証】

かながわ障害者等用  
駐車区画利用証制度  
利用証



有効期限

年 月 日

交付No. \_\_\_\_\_



【有期限の利用証】

令和6年11月スタート

移動に配慮が  
必要な方が対象です。

障がいのある方、  
難病患者、要介護高齢者、  
妊産婦、けが人などへ  
利用証を交付します。

このマークの駐車区画で  
利用できます。



車椅子使用者用  
駐車区画



優先駐車区画

利用証の交付基準や申請方法など、詳しくは県HPをご覧ください

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度

検索



[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking\\_permit.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html)

# 「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」とは

障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

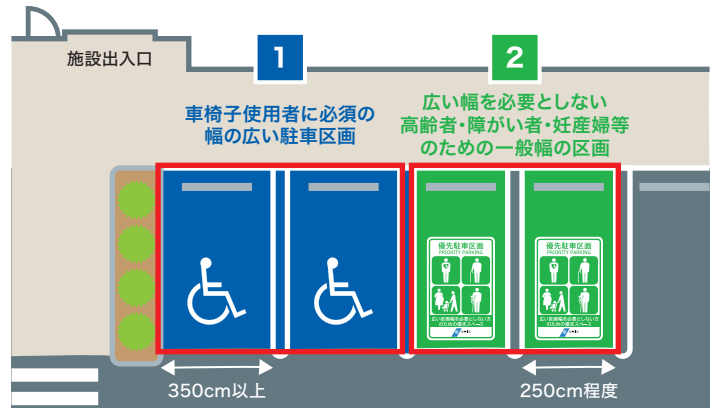
## 対象区画

### 1 車椅子使用者用駐車区画

車椅子使用者等が乗降できるよう、一般の駐車区画よりも幅が広く設けられています。

### 2 優先駐車区画

入口近くに設けられた、一般幅の駐車区画です。車椅子使用者等ほど広い幅を必要としない方は、可能な限りこちらをご使用ください。



## 利用証の種類

### 1 無期限の利用証

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、要介護高齢者等が対象です。



### 2 有期限の利用証

妊産婦、けが人等が対象です。



## 利用証の交付対象者

区分		交付基準	
身体障 害者	視覚障害	4級以上の者	
	聴覚障害	3級以上の者	
	平衡機能障害	5級以上の者	
	肢体不 自由	上肢	2級以上の者
		下肢	6級以上の者
		体幹	5級以上の者
		脳原性運動 機能障害	上肢機能
	移動機能		6級以上の者
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上の者	
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の者	
妊産婦		母子健康手帳取得時～出産(予定)日の翌日から1年までの者	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	

※記載の障害等級等に該当しない場合でも、医師の診断書等により歩行が困難等の確認ができれば、利用証を交付します。